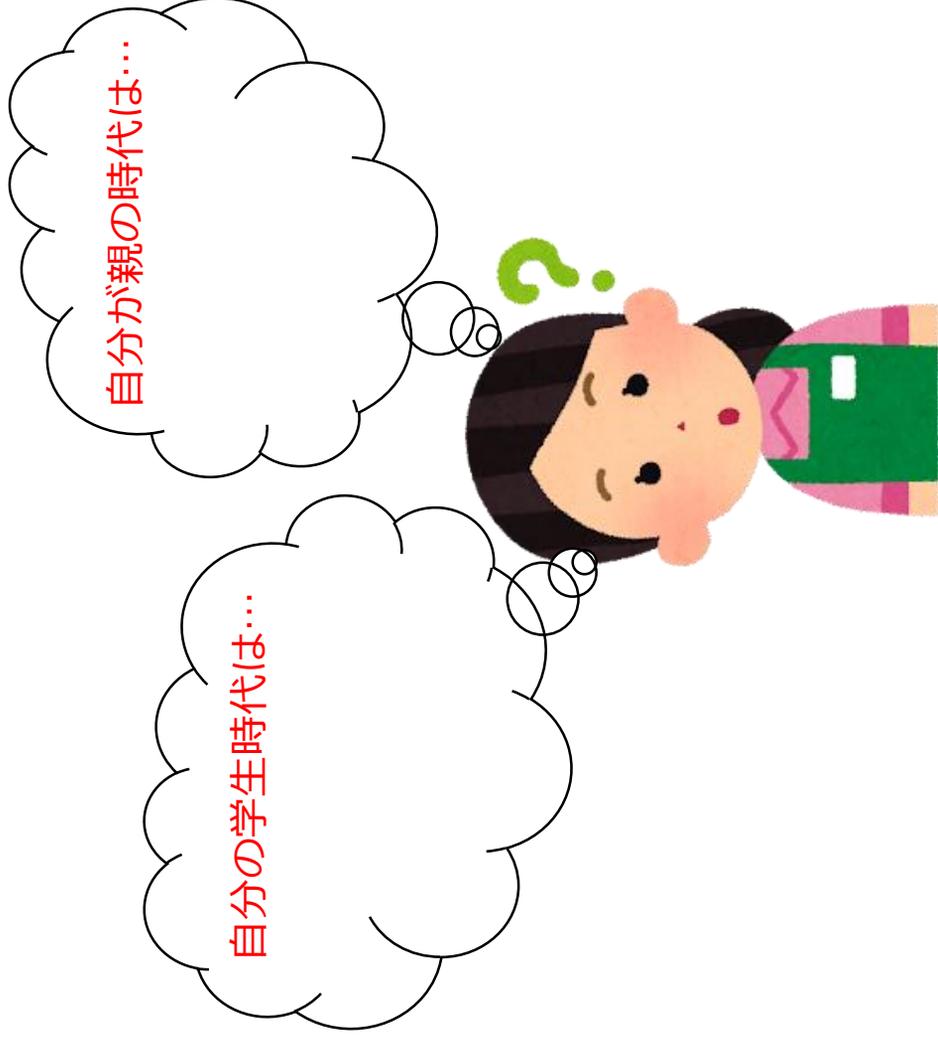


いじめの定義

いじめの定義の変遷

- ① 昭和61年度～
- ② 平成6年度～
- ③ 平成18年度～
- ④ 平成25年度～



昭和61年度からの定義

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して**一方的に**、②**身体的・心理的な攻撃を継続的に**加え、③**相手が深刻な苦痛を感じている者**であって、学校としてその**事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認**しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とする。

【この定義のポイント】

- 自分より弱い者に対して**一方的**
- **継続的な身体的・心理的な攻撃**
- 相手が**深刻な苦痛**を感じている
- **学校がその事実を確認**している

平成6年度からの定義

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。

【この定義のポイント】

- 「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」を削除
- 「いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと」を追加

平成18年度からの定義

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【この定義のポイント】

- 「一方的に」「継続的に」「深刻な」の文言を削除
- 「一定の人間関係のある者」を追加

→ いじめはどの子にも起こりうる

この年度より、「発生件数」から「認知件数」に改定

いじめ防止対策 推進法

平成25年度からの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な**影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛**を感じているものをいう。

いじめの防止等のための対策は、（中略）、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようことを旨として行われなければならない。

【この定義のポイント】

- 「攻撃」から「**影響を与える行為**」に変更
- 「精神的な苦痛」から「**心身の苦痛**」に変更

令和2年12月25日

「新潟県いじめ等の対策に関する条例」

第1条 この条例は、いじめ及び**いじめ類似行為**（以下「**いじめ等**」という。）の未然防止、…（以下略）

第2条

2 この条例において「**いじめ類似行為**」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる**蓋然性の高いもの**をいう。

※ 蓋然性（がいぜんせい）

「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと

「いじめ」という言葉

○いじめの防止等のための基本的な方針

好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせたような場合、

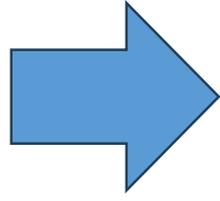


(中略)

学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、**法が定義するいじめに該当する**ため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することとは必要となる。

「いじめ」という言葉

「これがいじめだ」と、誰もが言い当てることのできるようなかたちで「いじめ」という行為が実在しているわけではない。



「いじめ」とは、様々な名付け可能な行為の総称のような使われ方なのは。

大切なことは、

「暴言」「無視」「からかい」等、

個別の具体的なトラブル に対し、
丁寧に 対応 すること。



「いじめ」の態様



○いじめの防止等のための基本的な方針

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

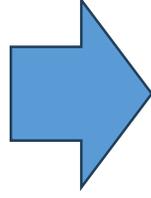
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる ※ズボンおろし

学校との連携

一定の人的関係

○いじめの防止等のための基本的な方針

「一定の人的関係」とは、**学校の内外を問わず**、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等**当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）**など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。



学校外で起きた事案であっても、

関係する学校等 が連携して対応すること

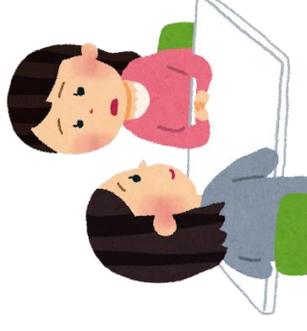
(R4.12.27新潟県教育庁生徒指導課長通知)

組織的な対応

○いじめ防止対策推進法 第23条第1項

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、**児童等からいじめに係る相談を受けた場合**において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する**学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。**

通報 の義務



組織的な対応

○いじめの防止等のための基本的な方針

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、**速やかに**、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、**学校の組織的な対応につなげなければならぬ**。すなわち、学校の特定の教職員が、**いじめに係る情報を抱え込み**、学校いじめ対策組織に**報告を行わない**ことは、**同項の規定に違反し得る**。

「抱え込み」 は法令違反



いじめの解消

いじめ解消の要件



○いじめの防止等のための基本的な方針

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいる状態が**相当の**

期間継続していること

▮ **少なくとも 3 か月を目安**

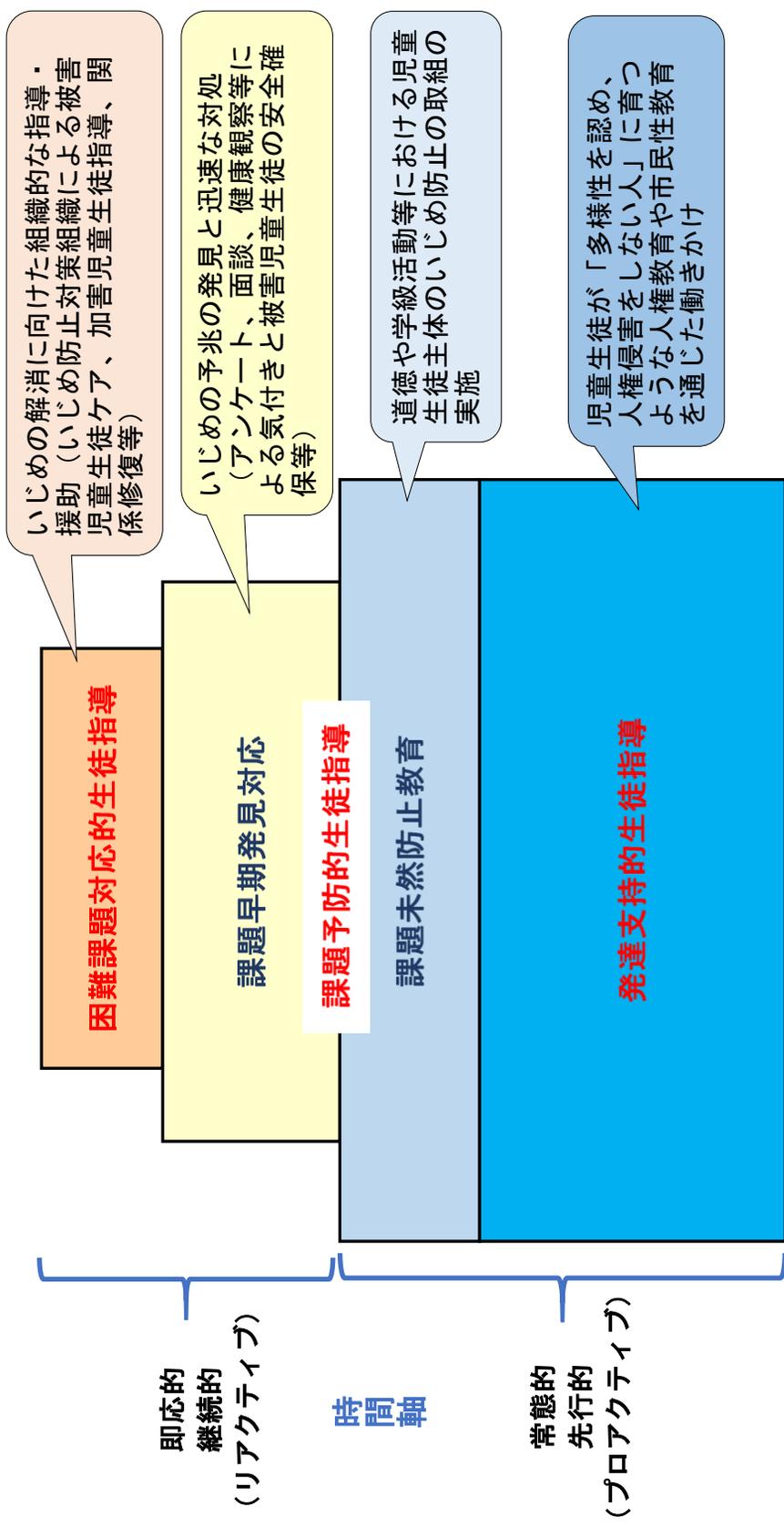
② いじめを受けた児童生徒がすでに**心身の苦痛を感じない状態**になっていること

▮ **被害児童生徒及び保護者に 面談等で確認**

再発防止に向け、 継続的な見守り が必要

いじめ対策に係る 十日町市教育委員会の取組

○ 「いじめに関する生徒指導の重層的支援構造」に沿った対応



（1）いじめ防止につながる「発達支持的生徒指導」

◎WEBQUを活用した「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」の推進

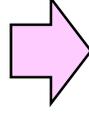


十日町市教委「居心地のよい学級づくり支援事業」

- ① 調査 WEBQU（小1～中3）
- ② 事例検討会（WEBQUの結果の活用）
- ③ 学級集団づくりスタンダードプランの活用と修正・実践・共有
- ④ アドバイザーによる学校訪問（取組についての指導助言）
- ⑤ 指導主事による学校訪問（授業参観・情報交換）
- ⑥ 研修会

(2) いじめの「未然防止教育」

- ◎ いじめ関係法令に関する教職員研修の実施
 - ・ 正しい「いじめ」対応のためのチェックリストの活用
- ◎ 「学校いじめ防止基本方針」の見直しと周知
 - ・ 警察との連携を記載、**学校HPへの掲載**、等



- 4月中に全学校チェック、4月末までに掲載完了を目指す**
- ◎ SNS等ネットトラブルに係るいじめ事案の未然防止
 - ・ 新潟県SNS教育プログラム等を活用
 - ◎ ズボン下ろし（いじめの1つとして扱う）の未然防止
 - ・ 発達段階に応じた丁寧な指導

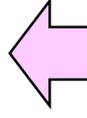
(3) いじめの「早期発見対応」

- ◎児童生徒アンケートの定期的な（短いスパンで）実施
 - ・アンケートの工夫
 - ・複数教員でのチェックによる**抱え込みの防止**
- ◎学校の組織力強化
 - ・いじめの認知は学校いじめ対策組織で判断
- ◎市教委への迅速で正確な報告の徹底
 - ・いじめを認知した日を含めて**5日以内に報告**
- ◎いじめの解消に向けた継続的な見守り
 - ・**少なくとも3か月は状況を注視**
- ◎関係する学校等と連携した対応
 - ・学校外で起きた事案であっても、関係する学校等が連携して対応することを保護者に周知

(4) 重大事態に発展させない「困難課題対応の生徒指導」

◎ 関係機関等との連携

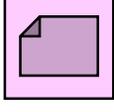
- ・ **できるだけ早い段階から**、SCやSSW等を交えたケース会議、多角的な視点からの組織的対応



いじめを認知した日を含めて5日以内に報告

- ・ いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底

＜いじめ認め報告書＞



- ① いじめを認知した日を含めて
5日以内に報告
- ② いじめの解消を確認後、解消
年月日を入れて再報告

※ 県立学校用を参考に作成
(学校の負担軽減のため、チエツクボックスやリストを活用)

＜市教委内での共有＞

- ・ 毎月末に1か月分を集約
- ・ 学校教育課内共有
- ・ 教育長、教育文化部長に報告

十日町市教育委員会 様		(提出年月日を記載)	
いじめ認知報告書		十日町市立〇〇〇学校長	
①被害児童生徒	年 氏名	性別	
②加害児童生徒 (学年・氏名・性別)			
③認知年月日	※いじめ解消の目安		
④認知の きっかけ			
⑤いじめの年月日	～		
⑥いじめの態様 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 <input type="checkbox"/> 仲間はずれ、集団による無視をされる。 <input type="checkbox"/> 軽くぶつかられたり、運ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 <input type="checkbox"/> ひどくぶつかられたり、運ぶふりをし、叩かれたり、蹴られたりする。 <input type="checkbox"/> 金品をたかられる。 <input type="checkbox"/> 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 <input type="checkbox"/> 嫌なことや欺すかしいこと、危険なことと告げられたり、させられたりする。 <input type="checkbox"/> パソコンや携帯電話等で、ひぼう・申傷や嫌なことをされる。 <input type="checkbox"/> その他		
⑦被害児童生徒の 欠席状況	いじめが主たる原因 による欠席	日	いじめが主たる原因による 休みの初日の年月日
⑧いじめ事象の 概要	被害児童生徒の訴えていた内容等		
	加害児童生徒、周知児童生徒からの働き取り結果等		
	被害児童生徒の保護者への連絡		
	認知後に学校がとった対応、今後の予定等		
⑨認知後に学校が とった対応、 今後の予定等	被害児童生徒の保護者への連絡	加害児童生徒の保護者への連絡	
	被害児童生徒の保護者 の対応	加害児童生徒の保護者 の対応	
⑩いじめの解消	被害児童生徒及び保護者への確認	解消年月日	

※ いじめを認知した日を含めて5日以内に、0448<担当指導主事宛て>で提出（パスワードを付けて）
（緊急を要する場合は、認知後すぐに電話で一報を入れること。）

2023/8/28

○ 前年度のいじめ認知状況等の周知、課題の共有

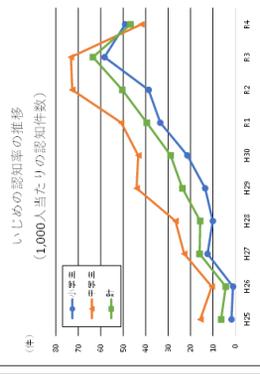
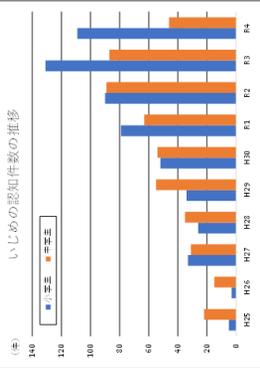
・ 小中学生別の認知件数や認知率の推移

- ・ 学年別の認知件数
- ・ いじめ発見のきっかけ
- ・ いじめの態様別状況
- ・ いじめの解消状況

- ・ 市の状況や課題を共有し、各校の取組に反映
- ・ 解消に向けた見守りの継続

令和4年度 十日町市立学校 いじめの状況について

- 小・中学生におけるいじめの認知件数は155件（前年度218件）であり、前年度に比べ63件減少している。児童生徒1,000人当たりの認知件数は46.8件（前年度63.5件）であった。
- 令和3年度までは増加傾向であったが、令和4年度では小・中学生ともに大幅な減少となった。
- いじめを認知していない学校が2校（全28校中）あった。



いじめの認知件数（上段）と1,000人当たりの認知件数（下段）

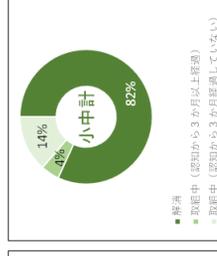
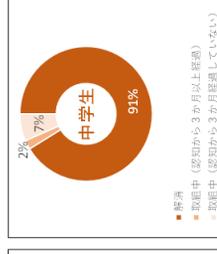
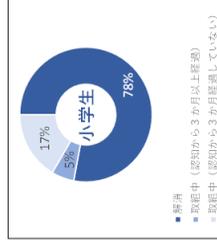
学年	H55	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55											
小中学生	5	3	3	26	34	52	79	90	131	109	118	11	12	10	13	21	33	38	37	58	53	49	42	46	46	43	50	59	72	73	41	15	27	18	64	61	89	106	142	179	218	155
計	6.4	4.4	4.4	3.6	4.4	3.6	4.4	7.7	10.7	12.3	11.7	16.7	15.7	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	6.4	10.7	7.7	26.9	23.7	39.5	50.4	63.5	46.8													

令和4年度 十日町市立学校 いじめの状況について

いじめの解消状況

※ 年度末の状況

- 年度末時点でのいじめの状況について、解消しているものは127件（81.9%）であった。
- 「解消に向けて取組中」のうち、認知から3か月経過していない（解消判断ができない）ものは21件（13.5%）であった。認知から3か月以上経過しているものが7件（4.5%）あるが、いじめの解消に係る法令理解が進み、安易に解消としない対応が浸透している。



学年	小中学生	中学生	小中計
解消しているもの (法令上の義務発生)	85件	78.0%	127件
取組中(認知から3か月以上経過)	24件	20.0%	29件
取組中(認知から3か月経過していない)	6件	5.0%	7件
計	109件	16.5%	155件

※ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 ① いじめに係る行為が少なくとも3か月を過ぎていること
 ② 被害者が主犯が心身の苦痛を感じていないこと

○ 校内生徒指導体制等の点検

校内生徒指導体制等の自己点検について

十日町市教育委員会学校教育課

自校の生徒指導体制等について、現状確認及び見直しをお願いします。

1 「学校の組織力強化」について

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の見直し（警察との連携を記載）

※ 警察との連携について、文科省通知（R5.2.7）に基づいて確実に記載する。

記載した 記載していない

(2) 令和5年度版「学校いじめ防止基本方針」の保護者への周知

※ 年度の早い時期に保護者への周知の機会を設ける。

周知した 周知していない

(3) 令和5年度版「学校いじめ防止基本方針」の学校HPへの掲載

掲載した 掲載していない

(4) いじめ早期発見のためのアンケートのチェック体制

複数でチェックしている 担任一人でチェックしている

2 「教職員の意識改革」について

(1) 教職員研修の実施

※ いじめ防止対策推進法のいじめの定義（第2条）、いじめに対する措置（組織対応）（第23条）、いじめ重大事態の定義（第28条）についての理解を深める。

実施した 実施していない

・ 年度始めの指導内容が各校で周知徹底されているが、自己点検させる。

< 8月下旬 第2回校長会での指導 >

- 1学期のいじめ認知状況の周知、課題の共有

< 10月中旬 第3回校長会での指導 > < 11月中旬 第2回教頭会での指導 >

- 当年度これまでのいじめ認知と**解消状況の周知**、
課題の共有

< 指導のポイント >

- ① いじめの認知漏れや抱え込みの防止
→ 管理職への報告、組織で対応
- ② いじめの解消に向けた継続的な取組の推進
→ 継続的な見守り、解消したいじめの確実な報告

<市教育センター研修>

○ いじめ防止対策研修会

<講師：中越教育事務所指導主事>

- ・ 管理職の悉皆研修

→ 「学校いじめ対策組織」が実効的な機能を果たすための管理職研修



2023/8/28



41

<いじめ対策総点検への参加指名>

- **県立学校対象の「いじめ対策総点検」に参加指名**
 - ・ 当年度1学期にいじめ認知がない学校

<その他>

- **いじめ事案への対応支援**
 - ・ 「いじめ認知報告書」の記載内容（特に、学校の対応・保護者の反応）をもとに早期個別支援
- **十日町市いじめ問題対策連絡協議会の開催**
 - ・ 関係機関との連携

など